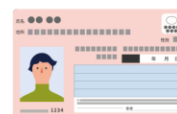


健康保険組合からのお願い

マイナンバーカードで受診するためには
以下の手続きが必要です

✓ マイナンバーカードを申請してください。

まだマイナンバーカードを持っていない方は、市役所や区役所、パソコンやスマートフォン、証明写真機から申請してください。



✓ マイナンバーカードを健康保険証として登録してください。

医療機関や薬局の受付窓口にあるカードリーダー、スマートフォンのマイナポータル※、セブン銀行ATMから簡単に登録ができます（2025年1月現在）。

※マイナポータルとは、政府が運営する行政手続きのオンライン窓口のことです。



✓ 新しい職場へすみやかにマイナンバーをご提出ください。

新しい職場へ提出する書類には、マイナンバーを提出もしくは記入してください。健康保険組合が加入者の情報を登録し、マイナンバーカードが健康保険証として使用できます。

※法令により、事業主はマイナンバーを健康保険組合に提出する必要があります。



✓ 病院・薬局などで受診する際はマイナンバーカードをご持参ください。

